

■市民福祉プラン施策体系の変遷と第四次市民福祉プランの体系案

資料 4

	第二次市民福祉プラン後期計画	第三児福祉プラン後期計画	第四次市民福祉プラン	内包する施策
分野 1	相談支援・権利擁護の基盤づくり	住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり (障害のある人の住まい、医療、地域における支援などに関する分野)	互いに認め合い、 障害者の権利を守る地域づくり	理解促進・権利擁護・虐待防止・差別解消・合理的配慮
分野 2	育ちや学びの基盤づくり	育ちや学びの基盤づくり (障害のある子どもの育ちや学びに関する分野)	ともに育ちともに学ぶ地域づくり	インクルーシブ教育・職員の資質向上・相談体制・切れ目のない支援と横断的連携・交流学習・学校施設の整備
分野 3	働くための基盤づくり	多様な働き方ができる社会づくり (障害のある人の就労に関する分野)	多様な社会参加を支援する 地域づくり	就労支援・余暇支援・地域交流・地域活動・移動支援・情報バリアフリー・芸術文化活動・パラスポーツ振興
分野 4	暮らしを支える基盤づくり	自分らしく活躍し、余暇を楽しめる社会づくり (障害のある人の芸術・文化活動やスポーツに関する分野)		
分野 5	自分らしさの基盤づくり	誰もが一人の市民として共生できる社会づくり (障害に対する市民の理解やかかわりなどに関する分野)	誰もが安心して 安全に暮らせる地域づくり	相談支援・防災・医療・住まいの場の確保・拠点・サービス提供体制・地域の支え合い・家族支援・難病患者支援・医ケア児・バリアフリー
分野 6	地域社会の基盤づくり	障害のある人の権利を守り、気軽に相談できる社会づくり (障害のある人に対する権利擁護、相談支援に関する分野)		
分野 7	—	【新規】 障害特性等に配慮した情報バリアフリーの社会づくり (障害のある人の情報の入手や発信に関する分野)		



【見直しの観点】
・わかりやすい標記にしたい
・5つ程度にしたい
・施策の重複を避けたい

■体系の見直し

第三次市民福祉プラン後期計画	基本方針	分野	目標	施策
第四次市民福祉プラン	基本方針	基本施策	施策	取組

※旧分野にあたる

※新規表現

<参考>

「施策」と「取り組み」は、どちらも目標達成に向けた活動を指しますが、ニュアンスが異なります。「施策」はより戦略的で、計画に基づいた行動を指すことが多いです。一方、「取り組み」は、より広範で、具体的な行動や活動全体を指すことがあります。

施策	目標達成のために立てられた具体的な計画や戦略的な行動のことです。 ニュアンス:より計画的で、戦略的な要素が強い。組織全体で取り組むべき、大きな目標達成のための手段として使われることが多い。
取組	目標達成に向けて、実際に活動すること全般を指します。 ニュアンス:具体的な行動や活動を指すことが多い。施策よりも、より広範で、具体的な行動レベルに近い。